

115

春季号

中小企業経営シリーズ

中小企業のための内部統制入門①

代表 小島 昇

最近、内部統制という言葉が新聞などで盛んに使われていますが、今回から何回かに分けて中小企業に必要な内部統制組織についてご説明をします。

一 内部統制組織とは

最近話題になってきている内部統制とは、上場会社が粉飾決算をしていたり不正を行っていたことが相次いだために、このようなことが起きにくいように会社を作る組織のことです。上場会社は、平成二十年四月開始事業年度からこの内部統制組織を作り、その報告書を作成することが義務付けられ、その報告書の内容が適正であるかについて公認会計士等の監査を受けることになりました。

ります。

三 中小企業にとって、どんな役に立つのか

内部統制組織は、経営者の指示がすべての従業員に伝わり、経営者の意図したとおりに動くようにするための組織で、次の四つの目的のために作られます。

- ① 業務の有効性効率性を高めるため。すなわちすべての業務が会社の目的である利益獲得その他の業務のために有効に、また人、設備、資金等の資源が無駄なく動くためです。
- ② 決算書等の財務報告の信頼性を増すため、これらの数字を作成する基となる重要な情報の信頼性を高めるためです。信頼できる財務報告は会社の内部外部を問わずきわめて重要な情報であり、この情報を誤ることは経

営の舵取りを誤ることになり、また会社の信頼を失うことになります。

- ③ 事業活動にかかわる法令を守る。また、会社で定めた定款、就業規則等のルールを守るためでもあります。これらを守らないことは、場合によっては会社の存続さえも危うくすることになります。
- ④ 資産を保全するために、資産の取得、使用および処分が正當な手続きのもとに行われるようにすること。

したがって、内部統制組織は家族経営を除くほとんどすべての会社が、利益を上げ社会的に有効に存在するために必要な組織です。

今回は、実際の内部統制組織の構築の仕方について御説明をいたします。

平成十九年度税制改正について

平成十九年度税制改正では、中小企業を中心とした経済の活性化、少子・長寿化社会に配慮した改正となっております。

なお、消費税を含む税制の抜本的な見直しについては与党の税制

大綱において「平成十九年度を目途に：取り組んでいく」と表現されるにとどまり、その見直しは定かではありません。

I 法人関連税制の改正

① 『減価償却制度の改正』

・ 残存価額の撤廃

現行制度では取得価額の五％を残存価額として残さなければならず、実際の処分時には価値はほとんど残っていないことが多いため設備廃棄の際は除却損が発生しがちでした。今回の改正により平成十九年四月一日以後に新規に取得する資産については、残存価額が撤廃され法定耐用年数経過時点において取得価額を全額償却することができるようになります（備忘価額として一円は残します）。

平成十九年三月三十一日以前に取得した減価償却資産については、このまま現行の償却可能限度額（取得価額の九五％）まで償却し、償却可能限度額まで償却した事業年度の翌事業年度以後五年間で備忘価額（一円）を残して償却します。

・ 固定資産税（償却資産税）の取り扱い
地方税である固定資産税につ

ては、今回の減価償却制度の見直しとは無関係に従来の制度が維持されることとなります。そのため取得価額の五％が償却限度額として残り、国税の計算上残存価額がゼロとなっても除却しない限り固定資産税は免除されません。

② 『中小同族会社の留保金課税制度の撤廃』

平成十九年四月一日以後開始する事業年度から資本金の額または出資金の額が一億円以下である特定同族会社については留保金課税制度が撤廃されます。

この改正により同族会社の内部留保の充実が一層可能となります。

③ 『特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制度措置の見直し』

平成十八年の税制改正において特殊支配同族会社（実質一人会社）の役員給与について、損金算入を制限される措置が導入されました。

しかし、実質的な増税であり反対論の高まりなどから、適用除外基準が大幅に引き上げられました。従来は基準所得（課税所得＋オーナー役員給与）が八〇〇万円以下が適用除外でしたが一六〇〇万円に引き上げられます。なお、

平成十九年三月に開始する事業年度までは、現行の規定が適用されますのでご注意下さい。

II 住宅・土地税制の改正

① 『バリアフリー改修促進税制の創設』

五十歳以上など一定の居住者が自宅について平成十九年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間にバリアフリー改修工事を含む増改築を行って居住したときは一定の要件のもとでバリアフリー改修工事等を含んだ住宅ローンの年末残高の一定割合を五年間所得税から控除できます。

控除額は「バリアフリー改修部分ローン残高×二％」と「その他改修部分ローン残高×一％」の合計額（一定の限度額があります）です。

なお、住宅ローン控除制度との選択適用となります。

② 『住宅ローン控除の拡充』

平成十九年又は平成二十年に住宅ローンを取得し、新たにその住宅に住み始めた人については十五年間の住宅借入金等特別税額控除の特例が創設され、現行の制度と

「日々好天」

青筋立てて

カラオケで歌う曲
となると、どうして
も声を張り上げる歌
筋立てて歌っている。
自己陶醉！などと言われても
げずにずうずうしく！思い起こせば
それも二十五六年もだ。どれだ
け人様に迷惑をかけ続けていた
か！まったくもって反省の様子も
無い。幸せな男だ！
それが誰かといえば、何を隠そう
筆者のことだ。ところが、最近
ではその青筋があまり立たなくな
って来た。年のせいではない。
あることがきっかけで試したこと
が功を奏した。

「吸い込んだ息を腹筋に力を入れてなるべく息を蓄えて漏らさないように歌う。そうすることで息は続くようになるし、声も楽に出るようになる」という意味合いのコメントだった。
さっそくためしてみると、本当に楽に声がでる。高いところも楽にでる。息も長く続くようになり、苦しくならない。そうしているうちに腹筋を緩めたり締めたりすることで演歌のコブシもコロコロ回せるようになった。しばらく歌っていないから声がでないということもなくなった。楽しさは増し、迷惑は広がり、青筋だけが去った。

そのあることは、新聞記事だった。何かの特集で歌手の由紀さおりの話が掲載されていた。由紀さおりといえは昔、
ルールルルール ルールルル
ルールルルール ルールルル
ルールルルール ルールルル
ルールルルール ルールルル
ルールルルール ルールルル
ルールルルール ルールルル
ルールルルール ルールルル

さくら草五郎

小売等役務商標の保護

— 商標法、意匠法等の一部改正について —

商標法、意匠法等の改正がされ、この四月一日から施行されます。このなかで特に小売業者の方にとっては、新に設けられた「小売等役務商標登録制度」が影響します。

一、小売等役務商標の保護

(1) 小売等役務商標とは、デパート、スーパー、コンビニ、食品、衣料品、雑貨の小売業の方が看板、コーナー名、従業員の制服、ショッピングカート、レジ袋などに表示して、自己の小売業のサービスを表示するものです。これまでは、商品に使用する商標のほかに、運送業、銀行業、レストランなどのサービスに関する商標について登録が認められてきましたが、小売業や卸売業については、商品の販売に付随するとき（品揃え、陳列、店員による商品の説明など）に関するサービスについては別に請求書や領収書が発行されるわけではなく、商品の領収書に含まれて処理されている等という理由から）サービス（役務）とは認められず、小売等役務商標の登録ができませんでした。その

ため、これまでは小売業者は取扱商品の商標として、取扱商品毎に多分類で商標を登録することを発行しておりました。

今回の改正により、以上の小売等役務商標の登録をこの四月一日から認めることとなります。

したがって、卸売業の方やスーパー、コンビニその他の小売業者の方々は、ご使用中の、または今後ご使用になる小売等役務商標の登録を必要とすることが生じてまいります。特に、インターネット上での商品販売に関する商標の表示も、多くの場合、小売等役務商標となると考えられますので、ネット上で商品販売をされる方はご注意ください。

なお、後述の通り、この三月三十一日までに、既に小売等役務商標をご使用の場合には、継続的に使用ができる権利が認められますので、必ずしも登録を必要とするものではありません。また、商品に類して登録されている登録商標との点についても十分に配慮した対応が必要となります。

(2) 小売等役務商標の登録出願

① 役務の指定
商品・役務分類の第三五類に小売等役務が全て含まれることになりました。

② 商品商標との類似
小売等役務は、相応する商品（小売をする商品）と類似を推定されます。例えば、被服の小売等役務は第二五類の被服と類似、菓子及びパンの小売等役務は第三〇類の菓子及びパンと類似とされます。

したがって、小売等役務について商標出願をする際には、相応する商品について同一若しくは類似する登録商標について予め確認することが必要となります。また、これとは逆に商品商標を登録出願する際には、小売等役務商標についても調査をしなければならぬということになります。

(3) 出願日の特例

この四月一日から六月三〇日の三ヶ月の間に登録出願された小売等役務商標出願は同日に出願されたものとみなされます。新制度ですので、このような期間を設けないと先を争うように

出願がされ、混乱するおそれがあるからです。

(3) 特例小売等役務商標出願
この三月三十一日まで使用をしている小売等役務商標の出願（特例小売等役務商標出願）については、使用されていない小売等役務商標出願と競合しても、優先して登録がされます。使用している小売等役務商標の出願のほうが競合した場合、著名度が高い方が優先し、通常の使用程度であればいずれも重複して登録がされます。

ただし、先にご説明をしたように、使用実績のある小売等役務商標の出願でも、競合する商品に競合する商標の登録がありますと、商品登録商標が優先しますので、拒絶されることとなります。したがって、ほとんどの場合、商品についてすでに商標登録をされている方が、小売等役務商標を出願できることとなると考えられます。

なお、使用されていない小売等役務商標出願が競合した場合に、これまで通り、協議命令がされ、協議が整わなければくじ引きとなります。

(4) 継続的使用権
出願される場合には、使用事実を示す資料が必要となる場合がございますので、予め関連資料を整えておくことが必要でしょう。

この三月三十一日以前から小売等役務商標をご使用の方については、継続的使用権が認められ今後商標権を取得した商標権者から訴

えられても、対抗（抗弁）することが出来ます。

したがって、新たに商標出願されるか、継続的使用権によるのかは、営業規模、今後の事業展開、或いは既存の商品の登録商標との競合関係などを考慮してお決めいただくこととなります。

二、その他の主な改正点

(1) 「輸出」も発明、実用新案及び意匠の「実施」、商標の「使用」に含まれることになりましたので、正当な権限に基づかない輸出行為も（輸出の予備的行為も含めて）特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の侵害行為となり、特許権等で阻止することが可能となります。

(2) 「画面デザイン」の保護、関連意匠制度の改正、その他意匠の保護の拡大が図られています。

(3) 意匠権の存続期間は、この四月一日以降の出願については、登録日から二十年となります。（これまでは十五年）

以上の点以外に実務的には重要な改正が行われています。また特許法等の知的財産権に関する法律は、このところ二年ごとに改正がされています。必要に応じて専門家である弁理士等にご相談をされることをお勧めします。

弁理士 梅村莞爾

▲ 2 頁

の選択適用となります。ローン控除額合計は現行の制度と変わりませんので、所得税率が高い方の場合、現行制度のほうが早期にローン控除を受けられます。

なお、平成十九年一月以降の住宅の取得等に対しては平成十八年度改正において創設された個人住民税による住宅ローン減税は適用されません。

Ⅲ その他

① 『取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度の特例の創設』

子供等推定相続人の一人(受贈者)が平成十九年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に取引相場のない株式等の贈与を受ける場合には、一定の要件(会社の発行済み株式等の総額が二〇億円未満であること等)を満たすときに限り、六十歳以上の親からの贈与についても相続時精算課税制度の適用を選択できるとともに、その株式等の贈与については同制度の二五〇〇万円の非課税枠が五〇〇万円上乗せされ、三〇〇〇万円とされます。

この制度の利用により中小オ

ナー経営者から後継者である子供への早期かつ円滑な事業承継が期待されますが、当該制度を利用した贈与税の申告期限から四年を経過する日から二月以内に一定事項を記載した確認書を提出しなければならぬなど、適用要件・手続きの確認が重要となります。

② 『国税の納付手続の見直し(コンビニ納付)』

現行制度では、国税の納付は郵便局や銀行等又は所轄税務署に限られていました。改正により、平成二十年一月四日以降は納付金額が三〇万円以下で予め納付書に納付額をバーコード表示できるものについては国税庁長官が指定する納付受託者(コンビニエンスストア)で納付することができるようになります。

以上、平成十九年度の税制改正の主要な点を述べてきましたが、このほかにも様々な改正が行われております。詳しくは、弊所担当者までご質問下さい。

文責 林 孝行

内部統制セミナーの御案内

同封したパンフレットのように、小島代表がセミナーで解説をいたします。ぜひ御参加ください。なお、小島が解説をするセミナーは四月二十日のみですので御了解ください。

千代田国際公認会計士共同事務所 業務内容

- 1. 税務相談、税務申告書作成
- 1. コンピュータによる帳簿作成、給与計算
その他の情報処理
- 1. 経営相談、会社の設立増資等の相談
- 1. 法定監査、任意監査

朗明実誠

つもり違い

事業主としていつも見直さなければならぬことがある。それは、「つもり違いをしていないだろうか」ということだ。誰もがつい口にしがちによく聞く言葉に「私は人を使っているから……」とか「人を使っているから……」とか「人を雇っているから……」とか「人を雇っているから……」とか「人を雇っているから……」

「つもり違い」とは「人を使う」という言葉にある。使うのではなく、協力してもらっているに過ぎない。使っているつもりでいることに問題がある。■「協力してもらっている?」なんて甘いことを言っていたら人なんて使えないよ!。そんな言葉が聞こえてきそうな気がするが、自分一人ではとてもやりきれない事業だから人を雇用しているに他ならない。たとえ継承した事実であっても、創業者として立ち上げた事業であっても、事業主の夢や目的を果たすために採用した人材だ。力を借りている、協力してもらっている。という観点で接し、よき協力者として育て、「お陰様!」の気持ち

持ちを大切に共に歩むべきと思う。■「俺は社長だ!」「経営者だ!」とか、「俺は上司だ!」とふんぞり返っている場合ではない。上の立場であるが故に偉いつもりになってしまふ。これもつもり違いといえるだろう。事業が順風に回っていればなお更、「お陰様!」と感謝しなければならぬ立場ということも忘れてはならない。徒弟制度のあった昔でも住まいから食の世話、必要な時には必要なだけの小遣い銭を渡し、厳しい修行、奉公をさせても、一人前になれば暖簾を分けてやるなど、人情深さがあった。その昔は親にも敬語で話しかけるといふ時代もあった。時代は大きく変わり、学校の先生や親との会話もまるで同格の友達とでも話すような会話になっている。妙な割り切りをもって育った人達が既に社会人となっている。賃金を払うとか上司だから偉い!はなおさら通用しなくなる。「お陰様!」「ご苦労様!」を大切にすることは決して甘やかしてはならない。その心人が付いてくる時代であり、社員の意欲を掻き立て心を燃やす口火でもある。

創作家 さくら草五郎